

業務仕様書

1 業務名

札幌市客引き行為等の防止に関する条例に係る飲食店等の客引き行為等の調査

2 本調査の概要

札幌市市民文化局地域振興部区政課（以下「委託者」という。）が指定する日時及び場所における居酒屋等の飲食店、カラオケ店等の客引き行為及び勧誘行為（以下「客引き行為等」という。）を行う者の人数の調査を目視により行う。調査にあたっては、委託者が指定した範囲ごとの客引き行為等を行う者の人数をその指定する区分ごとに記録し、調査報告書を作成する。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする。

4 調査前の準備

(1) 事前協議

受託者は、契約締結後、調査の実施日等について委託者と協議を行うこと。

(2) 現地調査

委託者が指定する4か所において調査員・通行人の安全、調査時の周辺状況への影響を確認するため現地調査を実施したうえで、適切な調査員の配置計画を検討すること。

(3) 実施計画書の作成

上記(1)の協議の終了後、速やかに、各調査場所の実施日や、(2)で検討した調査員配置数等を記載した実施計画書（様式不問）を作成し、委託者に提出すること。

(4) 調査員に対する研修

受託者は、調査に従事する者に対し、事前に調査の実施について必要な教育を万全に行い、調査の目的、内容等について周知徹底させること。研修を実施するに当たり、不明点等あれば、その都度委託者に確認すること。

5 調査の内容

(1) 調査範囲

4か所（別添1「調査範囲図」参照）

(2) 調査日

令和7年6月から令和8年3月までの委託者が指定する日（月1回、計10回）

なお、降雨等により調査に支障があると判断されるときは、調査を順延とする。代替日については別途、委託者と協議のうえ決定する。

(3) 調査時間

午後6時から午前0時

(4) 調査員の配置数

5人以上を配置すること。各調査範囲の配置人数内訳は、以下のとおりとする。

ア 調査範囲のうち、N0.1、N0.2については、調査員を1人以上配置する。

イ 調査範囲のうち、N0.3については、調査員を2人以上配置する。

ウ 調査範囲のうち、N0.4については、調査員を1人以上配置する。

(5) 調査対象

歩道や道路等の公共の場所で特定の者に対する客引き行為等を行う者

(6) 調査内容

調査範囲において、特定の者に対する客引き行為等を行う者の人数を調査

ア 客引き行為等の一例

- ・ 服装問わず（私服、前掛け、店舗名が記載されているジャンパー等）通行人の中から相手方を特定して接近し、メニューやカード、スマートフォン、タブレット端末等を用いて、「居酒屋をお探しではないですか」などと声を掛ける行為
- ・ 特定の個人に狙いを定め、前に立ちふさがり、「安くしますよ」「今すぐ入れますよ」などと声を掛ける行為
- ・ 通行人の中から相手方を特定して接近し、「高収入のいい仕事ありますよ」、「ショップの店員さんを募集しています、やりませんか」などと声を掛ける行為

イ 客引き行為等に該当しない場合の一例

- ・ 飲食店に関するチラシを、不特定の通行人に単に配付している行為
- ・ 通行人側から、不特定の通行人にチラシを配付している者に、「居酒屋を探している」などと声を掛けた場合
- ・ 相手方を特定せず、「セール中です、どうぞお立ち寄りください」などと呼び込む行為
- ・ 店に関する看板を掲げ、立っているのみの場合
- ・ 相手方を客として誘わず、単にアンケートを目的として通行人に接近、声掛けした場合

※ 上記はあくまで一例のため、客引き行為等への該当有無について疑義があった際には、委託者に行為の内容を伝え、協議すること。

6 調査の方法

- (1) 調査員は、調査範囲において、時間帯・業種別における客引き行為等を行う者の人数の累計を算出する。
- (2) 客引き行為等を行う者の人数の算出は、「飲食店」、「カラオケ店」及び「その他」の業種毎に算出する。
- (3) 調査範囲の調査は、巡回調査で行うものとする。また、発見場所の住所を時間帯・業種別に把握する。
- (4) 調査範囲内から調査範囲外の客引き行為等を確認した場合は、調査範囲内の客引き行為等を行う者の人数として計数する。
- (5) 不特定多数に対する声掛け（相手を特定せずに声掛け等を行う行為）は調査対象外とする。

7 調査の報告

調査票（別添2）及び地図と発見場所の住所を関連付けた図面データを作成し、各調査日における調査終了後の翌週火曜日までに、いずれも委託者に提出すること。併せて、調査票を基にした概要報告を行うこと。

8 成果品

下記の各期日までに、各成果品を提出すること。

(1) 調査開始前まで

実施計画書（様式不問）

- ・ 仕様：A4判（紙媒体）
- ・ 内容：調査概要（調査範囲、調査日、調査員配置、巡回手法、工程表など）、安全対策

(2) 各月の調査終了後、翌週の火曜日まで

ア 調査票（別添２）

- ・ 仕様：データによること。データの種類及び提出先は、委託者と事前に協議すること。
- ・ 内容：各調査範囲における、各種別の客引き行為等の人数。

イ 図面データ

- ・ 仕様：データによること。データの種類及び提出先は、委託者と事前に協議すること。
- ・ 内容：各調査範囲の地図と発見場所の住所を関連付けたもの。

(3) 全業務完了後

報告書（様式不問）

- ・ 仕様：A４判、紙媒体（バインダー綴じ）のもの１部と、同内容が保存された CD-R 等の電子媒体を提出すること。
- ・ 内容：調査結果（別添２「調査票」の集計）を基に概要をまとめること。作成にあたっては、調査範囲ごとにグラフや写真を用いて分かりやすくまとめること。

9 その他

- (1) 調査の実施に当たり必要となる備品等は、受託者が用意するものとする。
- (2) 調査においては、調査員は、目立ちにくい私服を着用することとし、行為者に警戒心を与えないよう、原則、記録等は行為者から離れてさり気なく行うこと。
- (3) 本業務の履行においては、作業全般にわたって、節電、再生紙の積極的な利用、作業成果物の電子化による紙の節約など、環境に配慮した資源の利用に留意すること。
- (4) 同一の客引き行為等を行う者を、重複して数えないよう、対策を講ずること。
- (5) 受託者は、業務上知り得た内容を第三者に漏洩してはならない。
- (6) 本調査の遂行に当たって、受託者の不注意によって生じた費用及び第三者に損害を与えた場合の費用は全て受託者の負担とする。
- (7) この業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (8) 成果品に関する権利は、全て札幌市に帰属すること。
- (9) その他本仕様書に定めのない事項が発生した場合は、受託者と協議のうえ、委託者が指示するものとする。
- (10) 再委託は行わないこと。

調査範囲図



調査票 様式

実施日：令和 年 月 日（ ） 天候： 番号： 範囲名： _____

時間帯	①飲食店	②カラオケ店	③その他	合計	発見場所の住所
午後6時～午後7時					
午後7時～午後8時					
午後8時～午後9時					
午後9時～午後10時					
午後10時～午後11時					
午後11時～午前0時					
合計					

（単位：人）